

函館校在学生の皆さんへ

## 授業への出席停止の基本方針について（令和2年9月3日更新）

函館校危機対策室

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、本学ホームページでは既に、授業を欠席した場合等についての方針が示してあります。以下は、函館校在学生の皆さんに向けた、その具体的な方針です。本学ホームページ及び以下を十分に確認して下さい。なお本指針は、状況の変化に応じて見直しを行います。

### I. 登校及び出席停止に関する方針

1. 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合や発熱、風邪症状がある場合は、入校禁止が解除された場合も登校せず授業等を休み、外出を控え自宅で静養することが原則です。体調に不安があれば無理をして登校しないで下さい。
2. 新型コロナウイルス感染症対策に基づく出席停止措置として、次の場合は出席停止とします（感染症による欠席届出に該当）。

#### 【感染が判明した場合、感染者と接触した場合】

- ① 新型コロナウイルス感染症の検査の結果、患者となった場合
- ② 濃厚接触者となった場合<sup>※1</sup> [接触した日から14日間の自宅待機]
- ③ 同居家族（同居者）が患者となった場合 [接触した日から14日間の自宅待機]

#### 【感染が疑われる症状がある場合】

- ④ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合や、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 [「感染が疑われる場合の相談窓口」<sup>※2</sup>に相談、指示を仰ぐこと]

**【重要】**新型コロナウイルス感染症患者及び濃厚接触者になった場合や「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談した場合は、必ず保健管理センター函館分室（TEL0138-44-4374）に連絡して下さい。

※休日・夜間は守衛室（0138-44-4227もしくは090-8907-2976）に連絡。

#### 【発熱や風邪症状、体調不安がある場合（解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）】

- ⑤ 検温で発熱または平熱より1℃以上高い場合 [登校後の場合は速やかに帰宅し、自宅で静養するか医療機関に行くこと]
- ⑥ 症状が上記⑤に該当しないが、体調に不安がある場合 [自宅で静養するか医療機関に行くこと]  
◎感染者が多い地域に移動して帰宅した後も、体調管理に十分留意し、体調に変化が現れた場合は上記⑤⑥のとおりとする。

※ ⑤⑥は経過観察の目安を3日間程度とし、3日間連続して次の(1)(2)(3)を満たした翌日から登校・出席可とします。

- (1) 3日間連続して発熱がない。
- (2) 風邪症状等がない（自己健康チェック表にある症状がない）。
- (3) 体調に不安がない。

※ ただし、その後、上記④の状態になるようであれば、「感染が疑われる場合の相談窓口」

に相談し、指示を仰いで下さい。並行して、保健管理センター函館分室に連絡して下さい。

注1：濃厚接触者となった疑いがある場合を含む。

注2：資料1「新型コロナウイルス感染症対策 学生の行動指針」(抜粋)～これだけはやろう！守ろう！」の「感染が疑われる場合の相談窓口」に、下記に関する詳細がある。

- ・**新型コロナウイルス感染症の一般相談**は、厚生労働省電話相談窓口（0120-565653）、市立函館保健所（0138-32-1547）に連絡すること。
- ・**感染が疑われる場合**は、市立函館保健所（0138-32-1547）の「帰国者・接触者相談センター」に連絡すること。

## Ⅱ. 登校及び出席停止に該当する場合にすべきこと

1. 上記①～⑥に該当する場合は、いずれも、学生便覧の記載にある「特別な感染症による欠席した場合」に基づき、**履修上不利益とならないよう措置を講じます**。登校できる状態になったら保健管理センター函館分室に行き、「感染症による欠席届」の【保健管理センター(分室)記載欄】に必要な証明をもらって下さい。医療機関の受診証明は不要です。  
保健管理センター函館分室から証明をもらったら、必要部数をコピーし、「感染症による欠席届」の【本人記載欄】に記入の上、授業の担当教員に提出して下さい。原本は、学務グループに提出して下さい。
2. ①～⑥該当者は、以下に従って行動して下さい。

### (1) 感染及び濃厚接触のある①～③：必ず保健管理センター函館分室へ連絡

濃厚接触者(疑わしい場合を含む)と接触した場合には、症状の有無に関わらず、「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談し、指示を仰ぐこと。濃厚接触者になった場合は、接触した日から14日間の自宅待機をすること。

### (2) 感染が疑われる症状のある④：「相談窓口」に相談したら保健管理センター函館分室にも連絡

感染が疑われる場合、「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談し、指示を仰ぐこと。相談窓口に相談した場合、新型コロナウイルス感染症の患者となった場合は、いずれも保健管理センター函館分室に連絡すること。

### (3) 発熱や風邪症状、体調不安等のある⑤⑥：3日間連続して発熱、風邪症状、体調不安がない場合は出席可能

速やかに帰宅し、自宅で静養するか医療機関に行くこと。毎日の検温や症状の有無をみながら、④のような症状が継続ないしは悪化した場合は「感染が疑われる場合の相談窓口」に相談し、指示を仰ぐこと。相談窓口に相談した場合、新型コロナウイルス感染症の患者となった場合は、いずれも保健管理センター函館分室に連絡すること。